

徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「午後一時まで」の下に、「（勤務時間規程第六条第二項第二号又は第三号の規定に該当する場合は、同項の規定に基づき管理者が別に定めるところにより休憩時間として定める一時間）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 勤務時間規程第二条第三項の規定の適用を受ける職員の勤務時間については同項の規定により管理者が当該職員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の休憩時間については勤務時間規程第六条の規定による勤務時間の割振り等の基準に適合するように行われた当該職員からの申告を考慮して管理者が定める休憩時間とする。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第五項の規定により口頭により命ずる場合は、この限りでない。

第十条第三項中「をもって」を「により」に、「休日及び」を「勤務時間規程第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、勤務時間規程第十九条第二項に規定する超勤代休日、休日並びに」に改める。

第十四条第一項中「請求をする」を「請求をしようとする」に改める。

第三十一条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。